

令和7年第2回
美唄市議会定例会会議録
令和7年6月11日(水曜日)
午前10時01分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般報告
- 第4 議長報告
- 第5 市政報告
- 第6 報告第7号 例月出納検査結果報告
- 第7 報告第8号 例月出納検査結果報告
- 第8 報告第9号 例月出納検査結果報告
- 第9 報告第10号 例月出納検査結果報告
- 第10 報告第11号 例月出納検査結果報告
- 第11 報告第12号 定期監査報告
- 第12 報告第13号 株式会社美唄ハイテク
センターの経営状況報告書提出の件
- 第13 報告第14号 継続費精算報告書の件
(美唄市一般会計)
- 第14 議案第15号 繰越明許費繰越計算書
の件(美唄市一般会計)
- 第15 議案第16号 繰越明許費繰越計算書
の件(美唄市介護サービス事業会計)
- 第16 承認第5号 専決処分の承認を求め
る件(令和6年度美唄市一般会計補正
予算(第13号))
- 第17 承認第6号 専決処分の承認を求め
る件(財政調整基金使用の件)
- 第18 承認第7号 専決処分の承認を求め
る件(令和6年度美唄市病院事業会計
補正予算(第1号))
- 第19 承認第8号 専決処分の承認を求め

- る件(美唄市税条例の一部改正の件)
- 第20 議案第35号 財産購入の件(小中学
校コンピュータ機器)
- 第21 議案第36号 美唄市字の名称及び区
域変更の件
- 第22 議案第37号 令和7年度美唄市一般
会計補正予算(第1号)
- 第23 議案第38号 令和7年度美唄市下水
道事業会計補正予算(第1号)
- 第24 陳情第1号 美唄市議会の組織運営
のあり方に関する陳情

◎出席議員 (13人)

議 長	谷 村 知 重 君
副議長	楠 徹 也 君
1番	永 森 峰 生 君
3番	江 川 いづみ 君
4番	海 鉾 則 秀 君
5番	古 賀 崇 之 君
6番	吉 岡 建二郎 君
7番	本 郷 幸 治 君
8番	齋 藤 久美夫 君
9番	山 上 他美夫 君
10番	森 明 人 君
11番	川 上 美 樹 君
13番	松 山 教 宗 君

◎欠席議員 (1人)

2番	伊 原 潤 司 君
----	-----------

◎出席説明員

市 長	桜 井 恒 君
副 市 長	土 屋 貴 久 君
総 務 部 長	村 上 孝 徳 君

市 民 部 長	児 玉 ゆかり 君
保 健 福 祉 部 長	谷 村 泰 尚 君
経 済 部 長	佐 藤 剛 司 君
都 市 整 備 部 長	荘 司 修 君
市立美唄病院事務局長	藤 井 俊 禎 君
消 防 長	後 藤 博 昭 君
総務部総務課長	平 野 太 一 君
総務部総務課長補佐	上 村 名津美 君

教 育 長	石 塚 信 彦 君
教 育 部 長	杉 本 竜 一 君

選挙管理委員会委員長	中 田 礼 治 君
選挙管理委員会事務局長	堀 澤 宏 史 君

農業委員会会長	畑 雄 二 君
農業委員会事務局長	五十嵐 健太郎 君

監 査 委 員	福 地 英 敏 君
監 査 事 務 局 長	高 橋 修 也 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長	門 田 昌 之 君
次 長	新 宗 晃 君

午前10時00分

●議長谷村知重君 開会前ではありますが、この場合、議場の説明員について、副市長及び農業委員会会長からそれぞれ発言を求められておりますので、これを許します。

●副市長土屋貴久君 発言のお許しをいただき、ありがとうございます。

私から、4月1日付けの人事異動で説明員に変更がありますので、ご紹介をさせていただきます。

きます。

保健福祉部長谷村泰尚です。

都市整備部長荘司修です。

よろしくお願いいたします。

●農長委員会会長畑雄二君 発言のお許しをいただき、ありがとうございます。

私から、人事異動で説明員に変更がありますので紹介をさせていただきます。

農業委員会事務局長五十嵐健太郎です。

よろしくお願いいたします。

午前10時01分 開会

●議長谷村知重君 ただいまより、本日をもって招集されました令和7年第2回美唄市議会定例会を開会いたします。

●議長谷村知重君 これより、本日の会議を開きます。

●議長谷村知重君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

10番 森明人議員

11番 川上美樹議員

を指名いたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より6月20日までの10日間とし、うち、6月12日ないし15日、6月18日及び19日を休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定い

たしました。

●議長谷村知重君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については朗読を省略いたします。

諸般報告について、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、諸般報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。

議長報告について、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、議長報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に日程の第5、市政報告に入ります。

●市長桜井恒君(登壇) 令和7年第2回市議会定例会に当たり、市政の主なものについてご報告申し上げます。

初めに、「本市元職員の逮捕」について申し上げます。

去る令和7年4月14日、午後3時23分、美唄市の元職員、本田強志元上下水道課長補佐が、収賄の容疑で逮捕されました。

容疑の内容としましては、令和3年7月から令和6年7月までの間に、美唄市発注の一般競争入札5本と指名競争入札1本の計6本の工事に係る最低制限価格を、サニー設備工業株式会社の代表取締役ら2人に教示し、有利な取り計らいを行い、謝礼相当として、令和6年11月1日から5日までの沖縄旅行や飲食代など、約85万円相当の賄賂を収受したものです。

また、元職員は、逮捕の翌日となる4月15日、身柄を検察庁に送致され、留置施設内において勾留が続いていましたが、5月2日、札幌地方検察庁に収賄の罪で起訴されたところであります。

この間、市の対応としましては、逮捕のあった4月14日、午後6時10分、私のほか特別職及び部長職による緊急会議を招集し、事件の概要について情報共有を行うとともに、モラルやコンプライアンス、適正な事務処理の確保のほか、本事件により、市民サービスに停滞を招くことのないよう、全職員に対する指導の徹底を指示したところであります。

続いて、同日午後6時40分には、市政記者クラブに対しプレスリリースを行うとともに、市民の皆さんに向け、市のホームページに私のコメントを掲載したほか、午後9時30分には、記者の皆さんにお集まりいただき、私から、事件の概要と私の所感について、説明をさせていただいたところであります。

その後、4月17日には、業者に対する処分として、サニー設備工業株式会社の代表取締役ら2人が、4月14日に贈賄の容疑で逮捕されたことから、市の指名停止基準に基づき、同社を令和7年4月14日から令和9年4月13日までの24か月間、「建設工事の指名停止処分」としたところです。

あわせて、サニー設備工業株式会社及び同社と代表取締役を同じくするフラワー観光バス株式会社について、同じく令和7年4月14日から令和9年4月13日までの24か月間、「業務委託等の指名停止処分」としたところです。

また、4月24日には、今後において入札・契約制度の在り方が問われ、早急な対応が必要

になるものと判断して、庁内において、副市長をトップとする「入札・契約制度検討委員会」を開催し、事件の焦点とされる最低制限価格について、現時点における運用の実態と事件の事実関係を中心に改めて共有するとともに、今後、事件の詳細が判明され次第、再発防止策の調査・検討など、不正行為の排除の徹底を図るため、必要な対応をしっかりと進めていくことを確認したところであります。

今後の見通しにつきましては、逮捕以降、警察からの事件詳細に関する情報提供が皆無であるため、現時点において具体的にお示しすることができませんが、引き続き、警察に全面的に協力していくとともに、事実関係の把握に努め、詳細が判明され次第、法令に基づき厳正に対処してまいりたいと考えております。

本市の入札・契約事務において、このような事件が発生したことについては、重大な実態であると受け止めており、それ以上に、職員に公務員としてのモラルやコンプライアンスが欠如していることについて、大きな危機感を持つとともに、対策が必要だと考えております。

私自身も大変大きなショックを受けており、市民の皆さんの信頼を失墜させることになってしまったことは、大変申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

今後、詳細が分かり次第、入札に関する不正行為の排除の徹底を図るため、入札・契約事務にかかる問題点を調査・検討するとともに、業者との癒着防止に向けた職場体制づくり、モラルやコンプライアンスの保持と向上など早急に検討し、職員と一丸となって、市

政の信頼回復に努めてまいります。

次に、「令和6年度各会計決算概要」について申し上げます。

各会計のうち、病院事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計及び下水道事業会計は3月31日をもって、また、一般会計、市民バス会計、国民健康保険会計、介護保険会計、介護サービス事業会計及び後期高齢者医療会計は5月31日をもって、それぞれ出納を閉鎖しました。その概要は、別紙のとおりであります。

一般会計におきましては、特別交付税やふるさと納税寄附金が現計予算額を下回ったこと等により生ずる歳入不足を補填するため、3月31日に財政調整基金を取り崩しましたが、歳出において効率的な事務執行により不用額が生じたことなどから、最終的には、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支で4億126万9,639円の黒字決算となりました。

今後におきましても、持続可能な行財政運営に向けて、より一層取り組んでまいります。

次に、「訴状の送達」について申し上げます。

去る令和7年3月19日、札幌地方裁判所から、令和5年10月18日に市道産化美唄線で発生した大型貨物自動車の路外転落事故において、本件市道の設置管理にかしがあるとして、当該大型貨物自動車を所有する市外の民間企業が原告となり、美唄市を被告として、3,681万9,662円の損害賠償を求める訴状の送達がありました。

今後については、本市が加入している道路賠償責任保険により措置される代理人弁護士をとおして対応してまいります。

以上、申し上げます報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に日程の第6、報告第7号例月出納検査結果報告ないし日程の第11、報告第12号定期監査報告の以上6件を一括議題といたします。

これより、本件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、報告第7号ないし報告第12号の以上6件を終わります。

●議長谷村知重君 次に日程の第12、報告第13号株式会社美唄ハイテクセンターの経営状況報告書の件を議題といたします。

これより、本件について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、報告第13号を終わります。

●議長谷村知重君 次に日程の第13、報告第14号継続費精算報告書の件(美唄市一般会計)を議題といたします。

これより、本件について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、報告第14号を終わります。

●議長谷村知重君 次に日程の第14、報告第15号繰越明許費繰越計算書の件(美唄市一般会計)を議題といたします。

これより、本件について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、報告第15号を終わります。

●議長谷村知重君 次に日程の第15、報告第16号繰越明許費繰越計算書の件(美唄市介護

サービス事業会計)を議題といたします。

これより、本件について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、報告第16号を終わります。

●議長谷村知重君 次に日程の第16、承認第5号専決処分の承認を求める件(令和6年度美唄市一般会計補正予算(第13号))ないし日程の第19、承認第8号専決処分の承認を求める件(美唄市税条例の一部改正の件)の以上4件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

●市長桜井恒君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、承認第5号専決処分の承認を求める件(令和6年度美唄市一般会計補正予算(第13号))であります。

本件は、専決第3号令和6年度美唄市一般会計補正予算(第13号)について、特別交付税や寄附金が現計予算額を下回ったこと等により生ずる歳入不足を補填するため、財政調整基金繰入金を計上したもので、急を要することから地方自治法の規定により、去る3月31日付けで議案に記載のとおり専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。第1条歳入予算の補正につきましては、地方交付税を2億4,122万6,000円、寄附金を5,877万4,000円減額し、基金繰入金を3億円増額したものです。

次に、承認第6号専決処分の承認を求める件(財政調整基金使用の件)であります。

本件は、専決第4号について、特別交付税や寄附金が現計予算額を下回ったこと等により

生ずる歳入不足を補填するため、財政調整基金を使用したもので、急を要することから地方自治法の規定により、去る3月31日付けで議案に記載のとおり専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

次に、承認第7号専決処分の承認を求める件(令和6年度美唄市病院事業会計補正予算(第1号))であります。

本件は、専決第2号令和6年度美唄市病院事業会計補正予算(第1号)について、令和5年度から繰越した企業債について、年度内に借入額及び償還金が確定したため、不足する償還金の予算を、資本的支出の第1項建設改良費から項間流用するため予算に定めたもので、急を要することから地方自治法の規定により、去る3月24日付けで議案に記載のとおり専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

次に、承認第8号専決処分の承認を求める件(美唄市税条例の一部改正の件)であります。

本件は、専決第5号美唄市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法の規定により、去る3月31日付けで専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。専決処分を行った美唄市税条例の一部を改正する条例は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和7年3月31日に公布され、原則として、令和7年4月1日から施行されたことに伴い、規定の整備等について必要な改正を行ったものであります。

●議長谷村知重君 これより、承認第5号ない

し承認第8号の以上4件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号専決処分の承認を求める件(令和6年度美唄市一般会計補正予算(第13号))ないし承認第8号専決処分の承認を求める件(美唄市税条例の一部改正の件)の以上4件は、原案のとおり承認されました。

●議長谷村知重君 次に日程の第20、議案第35号財産購入の件(小中学校コンピュータ機器)及び日程の第21、議案第36号美唄市字の名称及び区域変更の件の以上2件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

●市長桜井恒君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第35号財産購入の件(小中学校コンピュータ機器)であります。

本件は、小中学校のコンピュータ機器を議案に記載のとおり購入しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第36号美唄市字の名称及び区域変更の件であります。

本件は、国営農地再編整備事業(中山間型)美唄茶志内地区1工区及び同2工区並びに道営農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))峰延第2地区の換地処分に伴い、事業区域に所在する名称の異なる字の区域を同一字の名称に変更するため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

●議長谷村知重君　ただいま提案理由の説明がありました議案第35号及び議案第36号については、大綱質疑にとどめ、所管の委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これより、議案第35号及び議案第36号の以上2件について、一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第35号は総務・文教委員会に、議案第36号は産業・厚生委員会に、それぞれ付託の上、審査することにいたします。

●議長谷村知重君　次に日程の第22、議案第37号令和7年度美唄市一般会計補正予算(第1号)及び日程の第23、議案第38号令和7年度美唄市下水道事業会計補正予算(第1号)の以上2件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

●市長桜井恒君(登壇)　ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第37号令和7年度美唄市一般会

計補正予算(第1号)であります。

本件は、第1条歳入歳出予算について補正しようとするものであります。第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額に、それぞれ6,574万9,000円を追加し、補正後の予算総額を196億6,090万5,000円にしようとするものであります。

補正内容につきましては、歳出から申し上げますと、総務費には、進徳生活館について、雪害の影響により破損した屋根の修繕を行う「公有財産管理事務」を、また、我路・盤の沢地区をA I デマンドバスの新たな実証運行エリアに含めるためのシステム改修等を行う「地域公共交通活性化・再生総合事業」を計上しました。

民生費には、国における介護施設等環境改善事業により、市内高齢者施設の冷房設備の整備事業を実施する「介護施設等環境改善事業」を、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策により、低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、定額減税の実施と合わせて一連の給付を実施する「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業」を、また、国の被保護者調査の項目変更や社会経済情勢等を総合的に勘案し、臨時的・特例的な措置を実施することから、生活扶助基準の見直しに対応するため、必要なシステム改修を行う「生活保護事務」を計上しました。

諸支出金には、下水道事業会計において、借入企業債の償還金を補正することから追加繰出を行う「下水道事業会計支出金」を計上しました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する国庫支出金、繰越金、諸収入をそれ

ぞれ計上し、財源対応をしました。

次に、議案第38号令和7年度美唄市下水道事業会計補正予算(第1号)であります。

本件は、下水道管路の破損が原因と考えられる道路陥没の事故を未然に防ぐために緊急点検を行うほか、令和6年度借入企業債について、借入後に過充当が発覚したことから、繰上償還を行うものであります。

補正内容につきましては、予算第3条に定めた収益的支出の予定額のうち、営業費用を1,600万円増額し、収益的支出合計を11億8,441万3,000円に、財源といたしまして、国庫補助金及び企業債により対応いたしました。

予算第4条に定めた資本的支出の予定額のうち、企業債償還金を1,230万円増額し、資本的支出合計を11億2,724万3,000円に、財源といたしましては、一般会計出資金により対応いたしました。

また、地方債の補正につきましては、本補正予算に計上している下水道事業の実施に伴う財源として、「下水道事業債」1,010万円を増額発行するため、地方債の限度額を変更するものであります。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、議案第37号及び議案第38号については、大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより、議案第37号及び議案第38号について、一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案37号及び議案第38号については、13人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

永森峰生議員、伊原潤司議員、
江川いつみ議員、海鉾則秀議員、
古賀崇之議員、吉岡建二郎議員、
本郷幸治議員、齋藤久美夫議員、
山上他美夫議員、森明人議員、
川上美樹議員、楠徹也議員、
松山教宗議員

の以上13人の議員を指名いたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第24、陳情第1号美唄市議会の組織運営のあり方に関する陳情を議題といたします。

陳情第1号については、所管の委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は議会運営委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

●議長谷村知重君 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって、散会いたします。

大変ご苦労様でした。

午前 10 時 32 分 散会

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに
署名する。

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____